

いりのの森。浜松幼稚舎 重要事項説明書

(事業所の名称等)

第1条 株式会社ビューティースマイルが運営するこの事業所（以下「当園」という。）の類型、名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 類型 小規模保育事業A型
- (2) 名称 いりのの森。浜松幼稚舎
- (3) 所在地 浜松市中央区入野町 16104-1

◆注記1：運営基準第46条第11号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第11号該当

(事業の目的)

第2条 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）であって満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを保育し、乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的とする。

◆注記1：運営基準第46条第1号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第1号該当

(運営の方針)

第3条 当園は、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場としての環境を整備するものとする。

- 2 当園は、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、家庭と連携して養護及び教育を一体とした保育を行うものとする。
- 3 当園は、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。
- 4 保育士等は、専門的な知識と技術及び判断をもって乳幼児を保育するとともに、乳幼児の保護者に対して保育等に関する指導に努めていくものとする。
- 5 当園は、良質かつ適切であり、かつ、乳幼児の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 6 当園は、当園を利用する乳幼児（以下「利用乳幼児という。」）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用乳幼児の立場に立って特定地域型保育を提供するように努める。
- 7 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、特定教育・保育施設、他の特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設、その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 8 当園は、浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）第6条第1項及び浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年浜松市条例第67号）第2条その他関係法令及び関係通知を遵守し、事業を実施するものとする。

- ◆注記 1 : 運営基準第 4 6 条第 1 号該当
- ◆注記 2 : 家庭的保育事業等基準第 1 8 条第 1 号該当

(提供する特定地域型保育の内容)

第 4 条 当園は、保育所保育指針（平成 2 9 年厚生労働省告示第 1 1 7 号）に基づき、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育（同法第 7 条第 3 項に規定する保育に限る。）及び同法第 3 0 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育
- (2) 前号に掲げる事業を利用する者に対する延長保育

- ◆注記 1 : 運営基準第 4 6 条第 2 号該当
- ◆注記 2 : 家庭的保育事業等基準第 1 8 条第 2 号該当

(連携施設)

第 5 条 当園は、下表の施設を家庭的保育事業等基準第 6 条第 1 項に規定する連携施設とし、同項各号に定める連携協力を得る。

名称	種類	所在地	連携協力の概要
志都呂幼稚園	幼稚園	浜松市中央区志都呂町 1302	卒園後の受け皿としての支援 後方支援 行事への参加に関する支援 代替保育の提供に関する支援

- ◆注記 1 : 運営基準第 4 6 条第 1 1 号該当
- ◆注記 2 : 家庭的保育事業等基準第 1 8 条第 1 1 号該当

(利用定員)

第 6 条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分として、下表のとおり定める。

区分	利用定員	(内訳)		
		0 歳児	1 歳児	2 歳児
(1) 子ども・子育て支援法第 1 9 条第 3 号に規定する小学校就学前子ども（以下「3 号認定子ども」という。）	12 人	2 人	5 人	5 人
(2) 合計	12 人	2 人	5 人	5 人

備考 1 表中の利用乳幼児の年齢は、当該年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までをいう。）の 4 月 1 日の前日現在の年齢をいう。

備考 2 3 号認定子どもに係る 0 歳児の受け入れは、生後 6 か月からとする。

- ◆注記 1 : 運営基準第 4 6 条第 6 号該当
- ◆注記 2 : 家庭的保育事業等基準第 1 8 条第 6 号該当

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 当園の事業の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、下表のとおりとする。
 なお、員数は入所人数により変動することがあるが、その場合であっても、関係法令を遵守した員数を配置する。

職員の職種	員数	職務の内容
(1) 園長	1人	運営及び職員等について把握・管理するとともに、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行い、乳幼児の健康及び安全の実施体制等の整備に努める。
(2) 主任保育士	1人	園長を補佐し、他の保育士等に対し助言・指導等を行うとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。
(3) 保育士	8人以上	乳幼児の保育に従事し、指導計画の作成、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行う。
(4) 栄養士	1人	食品衛生責任者等給食責任者として、栄養管理・指導・食育の計画・実践・評価、保護者等からの栄養・食生活に関する相談・助言等の業務を行う。
(5) 調理員	2人	献立に基づき、給食及びおやつ等の調理に関する業務を行う。
(6) 事務職員	0人(兼務)	園長以外の保育士が事務作業を兼務する。
(7) 嘱託医	1人	利用乳幼児について、年2回(年度途中入園時は入園時を含む)の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行い、また、当園からの感染症の予防に対する相談等に対し助言を行う。
(8) 嘱託歯科医	1人	利用乳幼児について、年1回の歯科健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行い、

◆注記1：運営基準第46条第3号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第3号該当

(特定地域型保育の提供を行う日及び提供を行わない日)

第8条 当園の特定地域型保育の提供を行う日及び提供を行わない日は、下表のとおりとする

区分	3号認定子ども	備考
特定地域型保育の提供を行う日	月曜日から土曜日までとする(ただし、特定地域型保育の提供を行わない日に該当する日を除く。)	特定地域型保育の提供を行う日であっても、非常災害その他急迫の事情があるときは、市と協議のうえ特定地域型保育の提供を行わないことがある。また特定地域型保育の提供を行わない日であっても、行事等のため特定地域型保育の提供を行うことがある。これらの場合は、速やかに利用乳幼児の保護者へ周知するものとする。
特定地域型保育の提供を行わない日	日曜日、休日及び年末年始(12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日まで)とする。	

備考1 表中の休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

◆注記1：運営基準第46条第4号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第4号該当

(特定地域型保育の提供を行う時間)

第9条 当園の開所時間並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分（以下「保育標準時間」という。）及び1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分（以下「保育短時間」という。）に係る当園の利用時間帯は、下表のとおりとする。

区分	開所時間	利用時間帯		延長保育の実施	備考
		保育標準時間	保育短時間		
月曜日 から 金曜日 まで	午前7時 30分から 午後6時 30分まで	午前7時30 分から午後6 時30分まで の範囲内で、 保育標準時間 認定を受けた 教育・保育給 付認定保護者 が保育を必要 とする時間と する。	午前8時30 分から午後4 時30分まで の範囲内で、 保育短時間認 定を受けた教 育・保育給付 認定保護者が 保育を必要と する時間とす る。	3号認定子どもが保育短時間以外において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、次の時間帯の範囲内で、時間外保育を提供する。 (1) 保育短時間認定の場合 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	延長保育については、職員配置等の状況により、あらかじめ保護者に周知したうえで、特定の日において提供を行わないことがある。
土曜日	午前7時 30分から 午後6時 30分まで	午前7時30 分から午後6 時30分まで の範囲内で、 保育標準時間 認定を受けた 教育・保育給 付認定保護者 が保育を必要 とする時間と する。	午前8時30 分から午後4 時30分まで の範囲内で、 保育短時間認 定を受けた教 育・保育給付 認定保護者が 保育を必要と する時間とす る	3号認定子どもが保育短時間以外において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、次の時間帯の範囲内で、時間外保育を提供する。 (1) 保育短時間認定の場合 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで	

◆注記1：運営基準第46条第4号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第4号該当

(利用者負担その他の費用の種類等)

第10条 当園は、教育・保育給付認定を行った市町村の定める利用者負担（保育料）を当該利用乳幼児の保護者から徴収する。

2 当園は、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の額の支払を利用乳幼児の保護者から受ける。

【実費徴収】

支払を受ける費用の種類	内容	支払を求める理由	支払を求める額
物品購入費	連絡帳、自由画帳、集金袋、おたより袋	保育活動で使用し、個人の所有物となるため	実費として年額 1000円程度
被服購入費	カラー帽子	保育活動で使用し、個人の所有物となるため	実費として年額 1300円程度
行事参加費	とうもろこし収穫体験等	園外活動の実施にあたり、参加費等が必要となるため	実費として年額 600円程度

備考1 支払いを求める額に「実費」と記載のあるものについて、具体的な品名や金額は、その都度あらかじめ保護者に周知するものとする。

3 当園は、第九条第2号に規定する延長保育を利用した利用乳幼児の保護者から下表に掲げる費用の額の支払いを受ける。

【延長保育】

支払を受ける費用の種類	内容	支払を求める額
延長保育料	3号認定子どもが提供を受けた延長保育の費用	利用乳幼児1人あたり1回30分までごとに200円

4 前各項に掲げる費用の額の支払期限及び支払方法については、あらかじめ利用乳幼児の保護者へ周知するものとする。

5 当園は、第1項から第3項までに掲げる費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該利用乳幼児の保護者に交付する。

6 当園は、第1項から第3項までに掲げる費用の額の根拠を利用乳幼児の保護者から求められた場合は、遅滞なく開示するものとする。

◆注記1：運営基準第46条第5号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第5号該当

◆注記3：支払期限や支払方法の保護者への周知、領収書の交付、費用の額の根拠の開示を行うこと。

(利用の開始に関する事項)

第11条 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し選考された利用調整に基づき、浜松市からあつせん及び要請を受けた乳幼児及び保護者に対し、面接を行ったうえで、利用を開始させるものとする。

2 特定地域型保育の提供に当たっては、利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

◆注記1：運営基準第46条第7号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第7号該当

(利用の終了に関する事項)

第12条 次の各号のいずれかに掲げる場合には、保育の提供を終了するものとする。

(1) 3号認定子どもが、満3歳に到達する日以降の最初の3月31日を経過したとき

- (2) 3号認定子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付の支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

- ◆注記1：運営基準第46条第7号該当
- ◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第7号該当

(利用にあたっての留意事項)

第13条 利用の開始に伴い面接を行った保護者に支給認定証の提示を求め、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

- 2 利用を開始しようとする乳幼児の保護者に対して、あらかじめ、運営基準第38条に規定する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該保護者の同意を得るものとする。
- 3 前項に規定する重要事項を記した文書については、当園の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する。

- ◆注記1：運営基準第46条第7号該当
- ◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第7号該当
- ◆注記3：重要事項を記した文書を、原則、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）に掲載すること

(緊急時等における対応方法)

第14条 現に特定地域型保育の提供を行っているときに利用乳幼児に体調の急変が生じた場合等には、必要に応じて迅速に応急措置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の手配、当該利用乳幼児の保護者及び浜松市への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置について記録するとともに、事故等の発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 特定地域型保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

- ◆注記1：運営基準第46条第8号該当
- ◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第8号該当

(非常災害対策)

第15条 火災、地震等の非常災害に備えて、避難計画、職員の役割分担、緊急時の対応等についてのマニュアルを作成し、その周知を図り、少なくとも毎月1回以上の避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。また、警察署や消防署、近隣の地域住民等と連携の下、利用乳幼児の安全に留意するものとする。

- ◆注記1：運営基準第46条第9号該当
- ◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第9号該当
- ◆注記3：避難計画、職員の役割分担、緊急時の対応等についてのマニュアルを作成し周知を行うこと

(安全計画の策定等)

第16条 当園は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、当園の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する園外での活動、取組等を含めた当園での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当園における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 当園は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 当園は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 当園は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

◆注記1：運営基準第46条第11号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第11号該当

(虐待の防止のための措置)

第17条 当園の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 当園は、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為を受けたと思われる利用乳幼児を発見した場合は、速やかに、これを浜松市に通告する。

3 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

4 当園は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを児童相談所等の機関に通告する。

◆注記1：運営基準第20条第10号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第10号該当

◆注記3：責任者の設置や職員に対する研修の実施等を行うこと

(秘密保持)

第18条 当園の職員（職員であった者を含む。）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

◆注記1：運営基準第46条第11号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第11号該当

(苦情解決)

第19条 当園は、その提供した特定地域型保育に関する利用乳幼児又はその保護者その他の当該利用乳幼児の家族(以下この条において「利用乳幼児等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、利用乳幼児の保護者に周知する。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、その提供した特定地域型保育に関する利用乳幼児等からの苦情に関して浜松市が実施する事業に協力するよう努める。

4 当園は、その提供した特定地域型保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員

からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用乳幼児等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、浜松市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 当園は、浜松市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を浜松市に報告する。

◆注記1：運営基準第46条第11号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第11号該当

(会計の区分)

第20条 当園は、運営基準第50条において準用する運営基準第33条の規定に基づき、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分し、その経理については企業会計基準に則って行う。

◆注記1：運営基準第46条第11号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第11号該当

(記録の整備)

第21条 当園は、保育所保育指針に掲げる保育の目標を達成するために、全体的な計画を編成するとともに、指導計画を作成するものとし、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録する。

2 当園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

3 当園は、利用乳幼児に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 運営基準第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 運営基準第50条において準用する運営基準第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 運営基準第50条において準用する運営基準第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 運営基準第50条において準用する運営基準第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 運営基準第50条において準用する運営基準第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 当園は、利用乳幼児に対する特定教育・保育の提供に関する保育所児童保育要録を整備し、当該利用乳幼児が小学校を卒業するまでの間保存する。

◆注記1：運営基準第46条第11号該当

◆注記2：家庭的保育事業等基準第18条第11号該当

◆注記3：要録等は、運営規程において定める期間を満了するまで保存すること

【管轄する消防署】

(消防署名) 浜松市西消防署 大平台出張所
(所在地) 浜松市中央区大平台3丁目21-11
(電話番号) 053-484-0119

【管轄する警察署】

(警察署名) 浜松西警察署 入野交番
(所在地) 浜松市中央区入野町9896-2
(電話番号) 053-447-1069

【嘱託医】

(名称) たかはし内科クリニック (医院長名) 高橋 利彰
(所在地) 浜松市中央区入野町9436-1
(電話番号) 053-445-1322

【嘱託歯科医】

(名称) 大石歯科 (医院長名) 大石 修三
(所在地) 浜松市中央区入野町16100-20
(電話番号) 053-445-6455

【保険に関する事項】

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容 補償金額	① 対人賠償 被害者1名につき2000万円、1回の事故につき1億円 ② 対物賠償 100万円
保険の種類	傷害保険
保険の内容 補償金額	① 死亡・後遺障害 1名あたり300万円 ② 入院保険金日額 1名あたり3000円 ③ 通院保険金日額 1名あたり2000円